

平成18年 住民税申告相談のご案内

● 申告相談の日程及び場所

月/日	曜日	時間	対象地区	会場
2月17日	金曜日	10:00～16:00	問寒別地区全域	問寒別公民館
2月18日	土曜日			
2月19日	日曜日	9:00～16:00	幌延市街全域	幌延町役場 大会議室
2月20日	月曜日			
2月21日	火曜日			
2月22日	水曜日	9:00～16:00	幌延地区農家全域	幌延町役場 大会議室
2月23日	木曜日			

当日都合の悪い方は、お近くの相談会場又は上記相談日以外の日に、幌延町役場税務係までおいでください。



確定申告をしなければならない方

1. 事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
2. 給与所得以外に所得がある人や、2ヵ所以上から給与を受けている方

申告の相談においでの際には、次のものを持参ください

1. 印鑑
2. 平成17年中の収入を明らかにするもの（源泉徴収票など）
3. 生命保険料及び損害保険料の支払証明書
4. 医療費等の支払領収書
5. 障害者のいる方は障害者手帳
6. 国民年金支払証明書
7. 国民健康保険税の支払領収書

給与所得者で、確定申告すれば源泉徴収税が還付される方については、既に幌延町役場にて受付をしております

【例えば】

- 医療費の自己負担（通院費も含む）が10万円又は所得の5%を超える方（事前に病院毎に集計してきてください）
- 住宅ローンを利用して新築や中古住宅を購入された方又は、増改築をされた方で一定の要件に該当する方（申告に必要な添付書類等については税務係まで問合せください）

**確定申告は 2月16日(木)から
3月15日(水)までです**

■詳しくは

幌延町役場総務課税務係 ☎5-1111

内線142・143まで、気軽にご相談ください。

稚内税務署からの お知らせ

申告書は、自分で書いてお早めに!

平成17年分の所得税（住民税及び個人事業税）の確定申告の相談及び申告書の受付は3月15日(水)、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告の相談及び申告書の受付は3月31日(金)までです。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑しますので、申告書等は前年の「申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に、ご自分で作成し、お早めに提出してください。

申告書は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」でも作成

する事ができます。（作成した申告書は、送付により提出できます）

なお、税務署の申告相談会場にお越しの際は、印鑑、前年の申告書等の控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

■詳しくは

稚内税務署 ☎0162-33-1155